

# 健康都市の建設へ

健康と文化の  
公園都市  
春日

3.15 59  
No.297

一本号の主な内容一

- 国民年金保険料は年度内に ②
- 改正「マンション法」つづき ②
- 春日市緑化週間ひらく ③
- 「食生活改善教室」を開催 ④
- 三混、小児マヒ予防接種 ④
- ゴミ収集日が一部変わります ④



## 市報 かすが

発行・編集 春日市役所市長室  
春日市役所 ☎ (501) 1131

### 市の人口

72,517人	(2月1日現在)
男36,181人	
女36,336人	
前回比 +26人	
昨年2月 70,738人	
本年増 +1,779人	
世帯数 24,536	
昨年2月比 +715世帯	

### 今月は納期

- 国民年金保険料 ..... 3月分
- 市営住宅使用料 ..... 3月分
- 保育所保護者負担金 ..... 3月分



3歳児検診の歯科検診と  
(右)母親に対する集団指導

審議会委員は保健所、市議会、  
筑紫医師会、九大健康科学セン  
ター、学識経験者（コンサルタ  
ント）、その他地域各種団体等の  
代表を含め候勢21名で構成され  
ています。

国民7・2人に1人の割合で何  
等かの有病状態にあり、特に、  
昭和30年から57年にかけて増加  
の著しい疾病は、糖尿病、高血  
圧性疾患及び心臓病となっています。  
お年寄り、特に70歳以上  
の方は、病気かかる率も他の  
年齢層に比べて2・8倍と高く、  
人口1千人に対しても28・2人で

高齢化社会の到来に対応し、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施することにより、健やかに老後を過ごしてもらおう。と、昨年2月、老人保健法が制定されましたが、春日市は同法の指針を基に、健康に関する諸情報を集積・整理・分析して市域に密着した施策を研究、審議するための機関「春日市健康づくり推進協議会」を4月にも発足させます。

高齢者の健康は、それ以前からの健康づくりにかかってい  
るようです。

市は老人保健法が示してい  
る成人病対策には乳幼児期  
からの雌雄性のある総合的対  
策が特に必要とされます。

そこで市は今後、市民の  
健康づくりをどう進めるか  
「春日市健康づくり推進協  
議会」を発足させて研究、  
審議していくもので、大き  
くは市の将来像に描く「健  
康都市の建設」へのアプロ  
ーチとして、市民の期待に  
応えることになります。

(2)

## 国民年金

保険料は  
年度内に  
納めましょう

ましょ。

4月30日を過ぎますと市で発行した納付書では納めることが出来なくなり、国の納付書で金融機関に払い込むか、直接社会保険事務所に出向いて納めるなど大変手間の掛ることになります。

昭和58年4月から昭和59年3月までの国民年金保険料は納めましたか、まだ納めていない方は4月30日までに納め

ておきますと、将来、保険料を納めた期間が不足して老齢年金を受けることができないかもしれません。

## 電話加入権の公売

市税の滞納処分による電話加入権の公売を次のとおり実施します。

- ・日時 3月26日(月)午前10時
- ・場所 市役所西別館3階
- ・公売予定台数 5台
- ・なお、完納により中止することがありますので前日にもう一度お確かめ下さい。
- ・問合せ先 収納課収納係



曜日が国民の祝日「春分の日」に当たりますので、本月に限り第4火曜日の27日を休館日に変更いたします。休館する施設は次の通りです。

スポーツセンター・文化会館・中央公民館・児童センター・ナギの木苑

ボケットクラブ(春日小内)

つばめクラブ(春日西小内)  
チャイルドクラブ(児童センター内)のかわいい愛称をもつ3つの留守家庭児童クラブ

楽しいモチつき(留宿家庭の児童クラブ)

が2月中旬から3月はじめにかけ、それぞれ楽しいもつときをしました。母親のほか小学校の先生がたも応援していただきやかなもちつきでした。

今月は  
休館日が変わります。  
毎月第3火曜日は、市の施設の安全点検日で休館日になりますが、3月は第3火

また、病気やケガによって受けられる障害年金や、ご主人の死亡によって給付される母子年金についても保険料を納めた期間が一定期間以上ないと受給できないことになってしまいます。万が一の事故に備えて保険料はきちんと納めます。年度末にあたって納め忘れがないかも一度確認してください。

(国保年金課)

## マンション法の改正

—つづき

## 賃借人の権利と義務

所有者と同じ義務を負うマンションを借りている人(賃借人)は、これまで建物の使用方法などに権利や義務の規定はありませんでした。例えば、賃借人が管理規約に関するトラブルを起こしても、その貸主である所有者を通して解決せねばならない場合もありましたが、今回の改正で賃借人も、所有者と同様に規約や集金の決議に基づく義務を負うことになります。

## 迷惑な住人の排除

見を述べることができます。改正法では、賃借人に直接利害の関係する問題のあった場合、集会に出席して直接意見を述べることができます。これまで賃借人は、これまで建物の使用方法などに権利や義務の規定はありませんでした。例えば、賃借人が管理規約に関するトラブルを起こしても、その貸主である所有者を通して解決せねばならない場合もありましたが、今回の改正で賃借人も、所有者と同様に規約や集金の決議に基づく義務を負うことになります。



一方、何か問題が起つたときは、これまで賃借人は所

有者や管理者を通してしか意

●お知らせ

(3)所持者 昭和59年3月15日

# スポーツ

第9回テニス連盟会長杯

市民テニス大会

○日時 4月15日(日)9時  
○会場 スポーツセンター、  
地蔵子公園コート

○参加資格 春日市民・市内  
の事業所勤務者

○試合 男子・女子ダブルス  
(トーナメント)

○参加費 1人300円(当日持  
参のこと)

○申し込み はがきに住所、  
氏名・年齢・電話番号を  
記入し、4月10日までに  
春日市若葉台西6丁目  
春日第2幼稚園内春日市  
テニス連盟事務局白水

春日リトルラガーズ

ラグビーを通じて、体力向  
上と根性・勇気・友情などを  
育成強化しています。

○対象 園児・小・中学生、  
(女子も含む)

○練習日 毎週日曜日午前中  
○連絡先 秋吉包雄

☎ (57) 1551

募集人員 30組

申込先 春日市須致

☎ (57) 2431

献血にご協力を

教育番組は「ちらです」

お子さんのことで心配した  
り、困っておられる方は遠慮  
なくご相談下さい。

県教育庁福岡教育事務所  
生徒・児童相談室

☎ (48) 0141

水道料金集金人募集

春日郡河川水道企業団で水  
道料金集金人を緊急に募集し  
ています。

▽資格 健康で集金業務がで  
きる人であれば年齢・性別  
を問いません。

▽募集人員 若干名  
応募される人は3月30日ま  
でに申込み下さい。

緑の環境づくりを目指す県  
の緑化運動月間に、市で  
も潤いのある町づくりを推進  
するため、3月19日から24日  
まで市緑化運動月間とし、花  
の苗を次の通り配布します。

○日時 3月23日10時~16時  
○場所 市役所本庁舎前  
○配布する花の苗 バンジー  
とデージーの予定  
また、2月10日から3月31  
日まで県下で「緑の羽根等募  
金運動」が行われますので、  
市民のみなさんのご協力をお願  
いします。

献血を次の通り実施します。  
献血は身近にできる社会奉  
加ですので、市民のみなさん  
の積極的な参加をお願いしま  
す。

献血実施日 3月27日(火)  
○9時半~11時半  
春日原小学校  
○13時~15時 春日市役所

献血春日原サテーション催  
し  
☎ (57) 00000番

「色彩魚拓展」柴本 保さん  
「アートフラワー展」

△申込み・問い合わせ先  
春日市原町2丁目30番地2  
春日郡河川水道企業団管理

課管業係 ☎ (57) 7001

☎ (57) 0254 ~

【練習日】毎週火曜日  
午後7時から9時

建て替え

来当日はスポーツセンター及び地蔵子のテニスコートは試合のため午前9時~午後6時まで一般利用できません。

ラグビー会員募集

【申込先】  
☎ (57) 3759 藤本剛三郎  
☎ (57) 5309 森 一弘  
【練習日】毎週日曜日午後1時30分から4時30分

5分の4以上の多数決で  
マンションが老朽化して建  
て替へなければならなくなつたときは、集合の5分の4以上の多數決議で建て替へができます。

なお、建設者は、このたびの法改正に伴い、マンションの規約を作成する際のモデルである「中高層共同住宅標準管理規約」について若干の手直しを行いましたので、参考にしてください。同規約が必要な方は高層住宅管理業協会へお問い合わせください。

平成 東京都港区新橋2-20-1  
新橋三信館8F ☎ (57) 6391  
です。

ふだんから他人に対する気配りを忘れずに、何事も皆で話し合って決める円滑な人間関係を築く努力が大切です。

市報かすが(4)

## 食生活改善教室開催

成人病や肥満などを予防するため、会場を預かる婦人に正しい栄養知識を身につけてもらうための教室です。

▼とき 5月～60年3月まで毎月1回

▼ところ 健康管理センター

(中央公民館内)

▼参加料 1千円(実習費)

30名程度

▼申し込みはがきに住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、4月14日(必着)までに市役所衛生課に申し込み下さい。

## 予防接種

## 三種混合集団接種

三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)の2歳以上を対象にした集団接種を次のとおり行います。

【対象】2歳未満は医療機関での個別接種を受けて下さい。

【対象年齢】1期は2歳から4歳未満【回数】春・秋1回づつなお、2歳未満は医療機関での個別接種を受けて下さい。

◎受診上の注意▼当日は事前に家で体温をはかっておく▼完了後1年から1年半の間に病気にかかるている人は事前に医師の診察を受ける▼生ワクチン収集日が4月から一部地区で変わります

間隔で3回、2期は1回

【料金】無料

【必要なもの】母子健康手帳

と印鑑

三種混合の予防接種も同時に実施しています。

日程	会場
4月29日 (全)	健康管理センター (中央公民館内)

受付時間 午後2時～3時半

ゴミ収集日が4月から一部地区で変わります
ゴミの収集日が4月1日から一部地区で、下表のとおり変わりますので、対象地区的みなさんはご注意下さい。

日程	会場
10日 火	健康管理センター (中央公民館内)
11日 水	春日原公民館 春日公民館
12日 木	健康管理センター (中央公民館内)
13日 金	健康管理センター (中央公民館内)
18日 水	上白水公民館 日の出町公民館

小児マヒの予防接種を次の日程により実施しますので、忘れずに受けてください。

小児マヒは、ボリオウイルスの感染により脊髄の神経をおかされ、筋マヒ・筋萎縮を起こすこわい病気です。

## 59年度消費生活

## モニターを募集

市では、消費者行政に市民のみなさんの意見を反映させるため、昭和59年度の消費生活モニターを左記のとおり募集します。

【募集人目】10人

【任期】4月1日から60年3月31日まで

資格	市内に住んでいて消費生活に关心のある人
【謝礼】年間1万円程度	
【応募方法】はがきに住所、氏名、電話番号を記入し、3月25日まで申し込んで下さい。	
【応募先】市民課経済係	

## 3月の水道修理当番店

3月1日(火)～31日(土)	真栄商店(58)
4月1日(火)～30日(日)	6 1 5 5
5月1日(火)～31日(日)	0 3 8 6
6月1日(火)～30日(日)	7

か春日井河川水道企画課(58)7

0 0 1に連絡下さい。

## ゴミ収集日程表(4月1日から実施)

月	もえるゴミ	もえないゴミ
火	昇司(1組を除く)東弥永、西弥永、須坂南、須坂北、若草、竹ヶ本、春日原南町、日の出町、徳府、春日公園	昇司(1組を除く)須坂南、須坂北、若草、徳府(春日公園を除く)春日原北町、春日原東町
水	若葉台、ちくし台、紅葉ヶ丘、白水池、春日、豊利、大和町、宝町、千歳町、春日原北町、春日原東町、1・2丁目	東弥永、西弥永、竹ヶ本、春日原南町
木	小倉、小倉南、岡本、光町、上白水、下白水、桜ヶ丘、松ヶ丘、楓原台、春日台、昇町1組、上白水1・2・3プロック、岡本官舎	ちくし台、紅葉ヶ丘、春日、豊利、白水池
金	昇町(1組を除く)東弥永、西弥永、須坂南、須坂北、若草、竹ヶ本、春日原南町、日の出町、徳府、春日公園	岡本、光町、大和町、宝町、千歳町、春日公園、日の出町
土	若葉台、ちくし台、紅葉ヶ丘、白水池、春日、豊利、大和町、宝町、千歳町、春日原北町、春日原東町、1・2丁目	上白水、下白水、欽峰、桜ヶ丘、上白水1・2・3プロック
	小倉、小倉南、岡本、光町、上白水、下白水、桜ヶ丘、松ヶ丘、楓原台、春日台、昇町1組、上白水1・2・3プロック、岡本官舎	松ヶ丘、楓原台、昇町1組